

大井川水系流域委員会での事業評価の審議について

(大井川水系流域委員会 規約第2条第3項)

流域委員会は河川整備計画に基づく事業の計画段階評価及び再評価の対応方針(原案)、事後評価の対応方針(案)について審議を行う。

再評価の視点 (国土交通省管公共事業の再評価実施要領 第5の3 抜粋)

- 1) 事業の必要性等に関する視点
 - (1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - (2) 事業の投資効果
 - (3) 事業の進捗状況
- 2) 事業の進捗の見込みの視点
- 3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

大井川水系流域委員会 規約(抜粋)

大井川水系流域委員会 規約

(名称)

第1条 本会は「大井川水系流域委員会」(以下「流域委員会」という。)と称する。

(目的及び設置)

第2条 流域委員会は、大井川水系河川整備計画(大臣管理区間)(以下「河川整備計画」という。)策定後、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう河川整備計画の点検を行うにあたり、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

2. 流域委員会は点検の結果、河川整備計画の変更が必要となった場合には、河川整備計画の変更原案に関して河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。

3. 流域委員会は河川整備計画に基づく事業の計画段階評価及び再評価の対応方針(原案)、事後評価の対応方針(案)(以下、「事業評価」という。)について審議を行う。

対応方針(案)の報告

審議結果の報告 (河川及びダム事業の再評価実施要領細目 第6 抜粋)

実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

前回事業再評価

R4.10.21

流域委員会
事業再評価
対応方針(原案)の審議

R7.3.26

流域委員会
河川整備計画の点検

平成30年以降、河川整備計画(H23策定)の点検のための流域委員会を毎年実施

事業評価の流れ

今回

R7.10.20

流域委員会
事業再評価
対応方針(原案)の審議

R7.11.7(予定)

事業評価監視委員会
対応方針(案)の報告

対応方針決定

報告

中部地方整備局

提出

国土交通省